

令和8年度（2026年度）横須賀市立鷹取中学校 部活動年間指導計画

1 指導目標

部活動は教育課程との関連をもたせ、学校教育目標の具現化を図るための重要な教育活動である。そのために次の点を重視して指導する

- (1) 部活動を通じて、好ましい人間関係等の形成を図り、協力し合い友情を深めるとともに、活動を通して自己肯定感を高める。
- (2) 学校の教育活動の一環として、本校の教育目標を念頭におきながら活動する。
- (3) 生徒の自主性・自発性を尊重した活動にするため、部長を中心に活動内容を計画的に作り上げていく。

2 指導方針

- (1) 生徒の自主的・自発的な活動であることを踏まえ、部長会など生徒組織を有効に機能させる。
- (2) 「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針」と「鷹取中学校部活動に係る活動方針」に則り、各顧問はその指導について絶えず見直し、改善すべき点は速やかに改善する。
- (3) 年間を通じて、見通しを持った計画的な指導を行う。また、生徒や保護者とその計画を共有する。
- (4) 顧問間で連携を図り、指導法の研修に努め、効果的で効率的な活動を実践する。

3 指導体制

- (1) 顧問長は校務分掌上の「部活動指導係」とする。
- (2) 今年度設置する部とそれぞれの指導体制は次の表のとおりとする。

サッカー	富永	井ノ阪	
ソフトテニス	村田	小山内	加島
バスケットボール	岡	藤原	相川
バレーボール	須藤	堂尾	
創作	堂尾	渡邊	
音楽	角谷	高橋明	
科学	田中	井ノ阪	
美術	笠谷	渡邊	
駅伝部	岡	富永	田中
	相川		

4 年間指導計画

月	学校行事	対外的行事	部活動に係る計画
4月	春季休業 始業式・入学式 生徒会オリエンテーション 生徒総会 地域訪問 身体測定		年間計画作成（各部） 4月活動計画作成 4月活動実績作成 5月活動計画作成
5月	防災訓練		部活動規約生徒確認 部活保護者会 5月活動実績作成 6月活動計画作成
6月	修学旅行 定期テストⅠ	ブロック大会	6月活動実績作成 7・8月活動計画作成
7月	三者面談 夏季休業	県総体	7月活動実績作成
8月	夏季休業	子どものための音楽会	8月活動実績作成 9月活動計画作成
9月	定期テストⅡ 生徒会役員選挙	市民体育大会	9月活動実績作成 10月活動計画作成
10月	体育祭 文化部発表会 終業式・始業式	市駅伝競走大会	駅伝壮行会 10月活動実績作成 11月活動計画作成
11月	定期テストⅢ	新人スポーツ大会	11月活動実績作成 12月活動計画作成
12月	三者面談 冬季休業		部室等活動場所大掃除 12月活動実績作成 1月活動計画作成
1月	冬季休業 書初め大会 百人一首大会		1月活動実績作成 2月活動計画作成
2月	新入生保護者説明会 定期テストⅣ		部活会計報告（生徒会・各部） 2月活動実績作成 3月活動計画作成
3月	卒業記念講演 学年レク 卒業式・修了式 春季休業		3月活動実績作成 次年度への引継ぎ

5 部の設置について

- (1) 原則として部の新設をすることはしない。ただし、以下の部分が行われる見込みがある場合は、検討の余地を残す。
 - ① 生徒数が増加して、教職員が増員され、3年以上継続できる見込みがある。
 - ② ①の条件が満たされ、なおかつ、部活に必要な部員数が十分に確保され、活動場所や内容が明確である。
- (2) 部の名称や、活動内容の一部を変更することは、下記の手順によって認める。
 - ① 顧問・生徒（必要に応じて、保護者の理解・協力も必要）が十分に理解している。
 - ② 職員会議に提案し、全体場で認められる。

6 部活動に係る経費

- (1) 生徒会より、部活動費として各部に予算配当される。また、各部において、所属する生徒の保護者から、月額 500 円を上限として活動費（部費）を徴収することができる。その際、生徒・保護者の十分な理解を得るよう努める。
- (2) 各顧問は、部活動に係る経費の収支について、2 月末までに管理職に提出して会計監査を受ける。また、保護者から徴収した場合は、保護者あてに収支報告をする。
※ 激励費が今年度から奨励費に変わり、生徒への返金ではなく部活動費に充てることで、本校は統一する。

7 規約

次に示すものを「鷹取中学校部活動に関する規約」とし、これに基づいてすべての部において共通の指導をする。本規約は部長会、部活動ミーティング、保護者説明会等を通じて、生徒・保護者に周知し、共通理解を図る。また、活動の実態に即したものとなるよう、内容については、毎年度協議する。

1 入部（退部）の手続き等

- (1) 入部（退部）を希望する生徒は、保護者の了承のもと、入部（退部）届を学校に提出する。
- (2) 新年度の 2、3 年生においては、前年度に所属していた部活への継続（退部）届を提出する。
学級担任が承認した後、顧問が集約する。
- (3) 新入生は、4 月の仮入部期間に複数の部活動を体験することができる。
その際、仮入部届を学級担任に提出し、顧問が集約する。

2 活動日

- (1) 活動日は、平日は原則として火・水・金の 3 日、休日は土曜日・日曜日のいずれか 1 日を原則とする。なお、祝祭日は原則行わない。
- (2) 職員会議・学年会・校内研修会・部会が設定されている日は、活動を行わない。
- (3) 定期試験 1 週間前は、原則として活動を停止する。ただし、試合・発表が間近な場合は、保護者の承諾を得た上で、1 時間程度の活動を認める。
- (4) 公式試合 1 週間前は、5 時間授業の場合のみ 30 分の延長が出来る。(2 時間以内)
- (5) 長期休業中の活動は、夏休みは練習試合を含め、公式戦を除き 20 日以内（閉庁日以外の日）、冬休みは 12/28～1/4 以外の日、春休みは職員会議日以外で活動する。

(6)大会1週間前における練習については、以下に示す。

- ・部活顧問長に確認をとり、練習を行ってよい。その場合の練習メニューについては、安全面を最優先したものを作成し、部長に十分指導する。

3 活動時間

(1)平日放課後の活動時間・完全下校時間は次のとおりとする。

- ① 夏季（定期テストⅣ終了後～前期終了）
5時間授業：17時05分活動終了 17時20分完全下校
6時間授業：17時45分活動終了 18時00分完全下校
- ② 冬季（後期開始～定期テストⅣ）
17時00分活動終了 17時15分完全下校
- ③ 午前日課等特別な場合 教務と部活顧問長で相談し、時間を事前に知らせる。

(2)休日・長期休業中は、年間を通じて3時間程度とする。

- *なお大会日程等、各部の状況によって活動日や活動時間を変更する場合は、「鷹取中学校部活動に係る活動方針」に則り、月、学期、年間単位で調整し、適切な時間及び休養日を設定する。

4 活動場所

(1)平日放課後の割り当て

- ・校庭…サッカー部
- ・体育館…バスケットボール部、バレーボール部
- ・その他…テニスコート（ソフトテニス部）、被服室（創作部）、第1音楽室（音楽部）、科学部室・第2理科室（科学部）、美術室（美術部）

(2)武道館の割り当て

火曜日 ソフトテニス部 水曜日 サッカー部 金曜日 要相談

(3)休日及び長期休業中の校庭・体育館の割り当て

学校開放運営委員会時に示せるよう、校庭・体育館を使用する部活で調整する。

5 施設等の使用

(1)部室及び体育館・武道館の鍵は職員室で管理し、所属する部員が借用して開錠、施錠を行う。
下校時に、顧問が点検をする。

(2)活動場所の使用前には安全を確認し、使用後は清掃等をしてもとの状態に戻す。

(3)武道館の練習については、以下の内容を守り使用する。

- ①ボールを壁や天井にぶつけるようなことはしない。
- ②体育館と同様に、体育館履きを履かなければならない。なお、畳部分については裸足でなければならない。
- ③雨天での使用する部活は4（2）で示した通り。

6 活動全般

(1)活動中は、顧問及び指導者の指導のもとで活動する。部長は活動開始前と活動終了後に顧問と必ず連絡を取り、下校前にはミーティングを行う。

(2)事故やけが、施設用具の破損等がないように十分注意する。万一事故等が起きた場合は、速やかに近くの教職員に連絡する。

- (3) 登下校の服装は、標準服または学校指定のジャージや体操服、または部で認められた防寒具とする。
- (4) 飲み物は、水筒にお茶類かスポーツドリンクを入れて持ってきてよい。補充用ペットボトルも可。ただし、ゴミは家に帰って捨てることを徹底する。(自販機の使用方法は検討中)
- (5) 自転車通学は禁止。
- (6) 携帯電話(スマートフォン)の持参については、横須賀市の方針に則り、行っていく。具体的には、地区別：合同部活動への参加にあたり、保護者からの申し出があり、同意書を提出した場合、携帯電話(スマートフォン)の持参を認める。また地区別：合同部活動以外の遠征時の部活動も同様に携帯電話(スマートフォン)の所持を認める。
- 保護者は同意書の注意事項を確認し、スマートフォン(携帯電話)の管理は本人及び家庭の自己責任において行うものとし、紛失・故障・盗難等のトラブルについて、学校及び顧問が責任を負わないことを理解し、これに同意する場合に限る。

「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針(令和7年3月全面改定)」に基づき、休日の部活動においては、地区別：合同部活動(フェーズ1)として、令和7年度後期(10月初旬)から順次実施していく予定である。地区別：合同部活動に限り、スマートフォン(携帯電話)の持参については、別添の資料のとおりとする。

<添付資料>

- 1 保護者宛て通知文書
 - 2 様式1(スマートフォン(携帯電話)持参申出書【同意書】)※地区別：合同部活動に限る
 - 3 様式2(スマートフォン(携帯電話)所持申出書【同意書】)
- (7) 活動時の服装は、制服または学校指定の体操服、部で認められた服装とする。
- (8) 部員としての自覚を持ち、入部した限り、さぼらず参加し、安易に転部や退部をしない。
- (9) 学校の規則を厳守できない場合は、活動を停止する場合がある。判断については、部活顧問長と生活指導部長等で判断していく。
- (10) 大会や練習試合の際、他の部活の応援は行かない。
- (11) 3年生の最後の大会(発表会)から共通選抜試験までの期間、3年生が部活動へ参加することは認めない。共通選抜試験終了後は、顧問の許可を得て部活動に参加することを認める。ただし、スポーツ推薦で、参加を希望する生徒については、土日に進学先高等学校の練習に参加しなければいけない場合に、怪我の予防のためにその週の部活動の参加を認める。

7 校外活動

- (1) 会場等への移動時は、事故等に気を付けるとともに、公共のマナーを守る。特に公共交通機関を利用する際は、他の乗客の迷惑とならないよう注意する。
- (2) 部の設置はないが、大会等への参加を希望する生徒がいる場合の対応については、毎年度対応可能な範囲を確認し、校長が判断する。原則として、教頭が参加申し込みをして引率をする。ただし、日程的に厳しい場合は、所属学年の職員が引率を行う。

8 廃部規定

①部員募集について

運動部：5月末の時点で団体種目に参加する為の最低人数に満たない場合は、翌年度の部員募集を行わない。(在籍部員は、合同チームで参加可)

文化部：5月末の時点で3名に満たない場合は翌年度の部員募集を行わない。

②部員募集後の流れ

部員募集を停止した部は、在籍している生徒が卒業した時点で廃部となる。

9 引率顧問

本校に存在しない部活動競技の大会参加を希望する生徒がいた場合、大会引率を担う教員を引率顧問としてきた。しかし引率顧問制度は、部活動の地域移行や教員の時間外労働削減（働き方改革）に逆行するため、引率顧問は廃止する。なお大会参加に伴う引率業務は教員でなくとも可能になっている。

なお市中体連主催の大会については、学校で協議の上検討する。

10 その他

(1)各部の活動が本規約に則って行われているか、部長会で定期的に確認する。

(2)この規約を改訂する場合は、顧問会で協議する。

令和7年(2025年)10月20日

横須賀市立中学校 保護者の皆様

学校教育部長

地区別：合同部活動におけるスマートフォン(携帯電話)の持参について(通知)

日頃より本市学校教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

令和7年3月26日付けで周知しましたとおり、「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針(令和7年3月全面改定)」に基づき、休日の部活動においては、地区別：合同部活動(フェーズ1)として、後期(10月初旬)から順次実施していく予定です。

しかしながら、休日の部活動が一斉に地区単位で行われるようになるわけではなく、学校単位での取り組みも並行して行いつつ、徐々に学校単位から地区単位の活動を増やし、地区単位の取り組みを定着させることで、将来的なフェーズ2やフェーズ3への発展を目指していきます。各取り組みの開始時期は種目等(運動部活動・文化部活動)や地区によって異なりますが、調整が整い次第、順次実施していきますので、ご理解のほど宜しくお願いいたします。

なお、合同部活動を実施する際の詳細につきましては、各校(所属校)を通じて、ご案内しますのでご承知おきください。

さて、表題のとおり、合同部活動の実施に当たり、地区別：合同部活動に限り、スマートフォン(携帯電話)の持参については、別添の資料のとおりといたしますので、ご理解、ご協力のほど宜しくお願いします。

1. 保護者宛て通知文書
2. 別紙 スマートフォン(携帯電話)の持参について ※地区別：合同部活動に限る
3. 様式1 スマートフォン(携帯電話)持参申出書【同意書】

<事務担当>

(運動部活動について)

保健体育課

電話:046-822-8492 IP-FAX:0073(IP 不通時:046-822-6849)

e-mail:ss-bes@city.yokosuka.kanagawa.jp

(文化部活動について)

教育指導課

電話:046-822-8240 IP-FAX:0073(IP 不通時:046-822-6849)

e-mail:gu-bes@city.yokosuka.kanagawa.jp

別紙

スマートフォン（携帯電話）の持参について

（※地区別：合同部活動に限る）

今後、展開されていく地区別：合同部活動は、現地集合・現地解散が認められる取り組み（※事前の安全指導の徹底・学校長の承認が前提）であり、場合によっては、生徒と保護者とが連絡をとれる環境が望まれるケースが考えられます。そのため、安全面の観点から、保護者のご判断により、スマートフォン（携帯電話）の持参を認めます。

<注意事項>

- ・持参の目的は、移動時の緊急連絡手段であるということ。
- ・活動中は、顧問や指導者（他校の教員や地域指導者を含む）の指示に従い、使用は控えること。
- ・現地にて、スマートフォン（携帯電話）は自己で管理すること。（自己責任）
- ・紛失・盗難・故障等については、学校及び顧問は一切の責任を負いかねること。

上記、注意事項をご理解の上、スマートフォン（携帯電話）の持参を希望される場合には、別紙1「スマートフォン（携帯電話）持参申出書【同意書】」に必要事項をご記入いただき、各校（所属校）に提出いただくことを予定しています。（提出方法等の詳細は、合同部活動の実施の際に、各校（所属校）からお知らせいたします。）

様式 1

横須賀市 地区別：合同部活動

スマートフォン（携帯電話）持参申出書【同意書】

<注意事項>

- ・持参の目的は、移動時の緊急連絡手段であるということ。
- ・活動中は、顧問や指導者（他校の教員や地域指導者を含む）の指示に従い、使用は控えること。
- ・現地にて、スマートフォン（携帯電話）は自己で管理すること。（自己責任）
- ・紛失・盗難・故障等については、学校及び顧問は一切の責任を負いかねること。

地区別：合同部活動への参加にあたり、スマートフォン（携帯電話）を持参しますので、申し出ます。
また、上記注意事項を確認し、スマートフォン（携帯電話）の管理は本人及び家庭の自己責任において行うものとし、紛失・故障・盗難等のトラブルについて、学校及び顧問が責任を負わないことを理解し、これに同意します。

令和 年 月 日

学年・部活 _____ 年 _____ 部
生徒氏名 _____
保護者氏名（自署） _____

様式 2

地区別：合同部活動以外の遠征時の部活動

スマートフォン（携帯電話）所持申出書【同意書】

<注意事項>

- ・持参の目的は、移動時の緊急連絡手段であるということ。
- ・活動中は、顧問や指導者（他校の教員や地域指導者を含む）の指示に従い、使用は控えること。
- ・現地にて、スマートフォン（携帯電話）は自己で管理すること。（自己責任）
- ・紛失・盗難・故障等については、学校及び顧問は一切の責任を負いかねること。

地区別：合同部活動以外の遠征時の部活動への参加にあたり、スマートフォン（携帯電話）を所持しますので、申し出ます。

また、上記注意事項を確認し、スマートフォン（携帯電話）の管理は本人及び家庭の自己責任において行うものとし、紛失・故障・盗難等のトラブルについて、学校及び顧問が責任を負わないことを理解し、これに同意します。

令和 年 月 日

学年・部活 _____ 年 _____ 部

生徒氏名 _____

保護者氏名（自署） _____